

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機 設計及び工事計画（使用済燃料乾式貯蔵施設の設置）【5】」
2. 日 時：令和3年3月19日（金） 13時30分～14時50分
3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

藤森安全管理調査官※、塚部管理官補佐、櫻井安全審査官※

四国電力株式会社：

原子力部 安全対策検討グループリーダー 他13名※

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子燃料計画グループ 担当1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・伊方発電所3号機 使用済燃料乾式貯蔵施設の設計及び工事計画認可申請に係る審査でのコメント等管理表
- ・伊方発電所3号機設計および工事計画に係る説明資料（安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書）（使用済燃料乾式貯蔵施設）
- ・強度設計において、クラス3容器として扱うことの妥当性について
- ・設計及び工事計画認可申請書（伊方発電所第3号機の変更の工事）（添付資料9部分）（令和3年1月8日申請）（1/3）
- ・設計及び工事計画認可申請書（伊方発電所第3号機の変更の工事）（添付資料9部分）（令和3年1月8日申請）（2/3）
- ・設計及び工事計画認可申請書（伊方発電所第3号機の変更の工事）（添付資料9部分）（令和3年1月8日申請）（3/3）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:01	はい、規制庁のツカベです。それでは伊方発電所の乾式貯蔵施設の設置に係る設工認のヒアリングを開始しますが説明のほうをお願いします。
0:00:13	はい、四国電力ホリケです。本日もよろしくお願いいいたします。資料につきましては、資料としまして、①番から⑬まで資料をご用意させていただいております。
0:00:25	まず①番のコメント管理表に従いまして、本日の強度に関係がありますクラス3容器の妥当性について説明させていただいた後、④以降で資料遠方に添付資料の説明をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいいたします。
0:00:43	いやまず①の資料をよろしくお願いいいたします。
0:00:48	はい。
0:00:50	コメントNo.キャスクの13、資料につきましては資料の10ですコメント内容として共同設計において、クラス3容器として扱うことの妥当性を説明することとしまして
0:01:03	回答としましては、機器クラスの設定は技術基準規則第2条に基づきクラス3容器として整理しております。また強度評価につきましては、技術基準規則第17条に対する強度評価を資料10万年に1駅、技術基準規則26条第2項第6号に対する強度評価を資料10-3にそれぞれ示しております。
0:01:23	整理としましては、類似設備であります。車の運搬用のキャスクの整理とも整合しておりまして設計としては妥当であると考えております調査につきましては、資料の③。
0:01:37	はい。
0:01:42	はい。
0:01:49	どう四国電力ご議論ございます。それでは資料③をお願いいいたします。
0:01:54	ご指摘事項といたしましては共同設計においてクラス3容器として扱うことの妥当性を説明することと御指摘をいただいております。弊社の回答といたしましてはカッコ1で機器クラスの分類についてどうかっこ2例、今日設計について、について回答させていただきます。
0:02:12	まず(イ)ちやう機器クラスの分類につきましては、実用炉規則指定いたしました技術基準規則においてですね、設計基準対象施設に属する機器に対し、機器のクラス分類に応じた評価が要求されてございます。
0:02:28	乾式キャスクがきく路線につきましては、技術基準規則第2条の定義によりまして、クラス1機器、クラス2機器及び原子炉格納容器等以外の設計基準対

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	象施設に属する容器でございますので、クラス 3 機器、今回出てクラス 34 期と分類してございます。
0:02:46	この整理は設置変更許可の添付書類 8 と同じAと分類となっております。
0:02:52	また岩石キャスクと同様に使用済み燃料貯蔵設備に区分されるSFピットやよく似た構造であると、運搬用容器につきましても同様の理由により、従来からクラス 3 読みとして分類しており、
0:03:07	過去のエース既工認とも整合がとれているというふうに考えてございます。なお書きで、なおですね選考の乾式キャスクAちょうど全域ガスにつきましても同様にクラス 3 読みとして分類してございます。
0:03:22	続きまして同格の業績について御説明いたします。
0:03:26	乾式キャスクの強度設計については謄本設工認の添付資料 10 に示してございまして、技術系の規則第 17 条への要求による評価を資料 10-2 で実施を実現規則第 26 条 2 項第 6 号による評価を
0:03:43	資料の 13、10-3 の中で実施してございます。
0:03:49	具体的には技術基準規則第 17 条では、各設備の機器クラスに応じた強度評価有給されており、上述の通り乾式キャスクの機器クラスであるクラス 3 容器として設計建設規格に基づく評価を実施してございます。
0:04:06	一方技術基準規則第 26 条 2 項 6 号には、使用される条件に対して適切な材料及び構造であればだけされてございまして、具体的な評価を法や規格です、適用する期間については明示されてございません。
0:04:23	このため弊社では乾式キャスクガイドでも参照され、設計承認でも適用している金属キャスク構造規格に基づく評価を実施してございます。
0:04:33	なお、このような整理は、弊社の使用済み燃料運搬用容器の御においても同様に、技術基準規則第 17 条への適合としてクラス三、四百の評価と、いつ基準規則第 26 条 1 項、
0:04:48	第 5 号への適合として、設計承認で承認いただいた強度評価を別途実施してございます。
0:04:57	またですね、先行の感知器をつける専用貯蔵キャスクにつきましても、クラス 3 容器と分類した上で、クラス 1 機器に準じた評価を実施してございますけれども、これは技術基準規則第 26 条 2 項第 6 号ニの感知器河川想定される。
0:05:14	熱荷重や取り扱いへの衝撃荷重等に対する評価を実施する上では、
0:05:20	クラス 1 機器の
0:05:22	解析評価が必要となるため、クラス 1 機器に準じた評価を実施しているものと推察してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:28	以上のことから弊社においては、この評価失礼しました。なおですね、弊社においてはこの評価は金属キャスク構造規格に基づき評価として実施してございます。
0:05:39	各説明以上でございます。
0:05:46	はい、規制庁ツカベですけど、御説明はとりあえず、
0:05:50	ここで終わりですか。①関係につきましては、はい。ある人③の説明は以上消費
0:05:59	になりますので一旦ここでもし何か質問等ありましたら受けたいなと思っております。
0:06:06	はい、規制庁ツカベですけど規制庁側から、
0:06:09	何かありますか。
0:06:12	はい。
0:06:14	やっぱり一つっていうか、例えば確認になります。
0:06:20	どう、まずさんのページ数書いてないんであれなんですけど、1枚目の米印におくらせるについての方技術基準規則のその記載を変えていただいているんですけども、
0:06:35	まず聞いての
0:06:38	1ポツ目の圧聞こえてます大丈夫ですか。大丈夫ですよ。はいどうぞ。
0:06:44	過去具体的には工学的安全性のうち何たら出なかったら出ていろいろ書いていただいているんですけど、その記載が
0:06:55	JSMEのところを引っ張ってくると思うんですけどそれも一応いろいろつけてもらっていいですか。配慮了解した四国電力ホリケです了解いたしました。
0:07:05	おそらく参考に感度が限界のキャスクも、
0:07:11	直下のときに同じような質問をしているのでその時の発足架空の16条の後ろのほうにつけてもらっているのもそれが同じような
0:07:22	通過して、
0:07:24	はい、どうぞと。
0:07:27	ちょっと後ろの
0:07:30	御説明工事だけ使ってますっていうのは、／フローこれ一般付けは審査会合でツカベが確か質問したかと思えますけれども、何かそうか。
0:07:45	これも後ですね、
0:07:50	ということですね。はい四国電力ホリケです。来支社、次のコメント回答事故次回以降コメント回答もヒアリングさせていただこうと思っておりますその中ではい。今整理しておりますのでそれを説明させていただきたいなと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:07	はい、わかりました。私からは以上です。
0:08:11	ちょっと、
0:08:14	はい。
0:08:14	ツカベですが、
0:08:18	御質問としての容器として使用済み燃料ピットとどういう扱いで、クラス3になりますという
0:08:27	こと自体は私もその説明でいいのかなと思っているんですが、ただ一方、キャスクとして見た場合、他の構造物がいろいろついていて、そちらが僕その能クラスというクラスがつかない形で、
0:08:47	評価されているということが、
0:08:50	それでは17条の材料、構造で、
0:08:56	そのよう聞い
0:08:57	だけの部分の妥当性を説明されてると思うんですけど、その他の部分っていうのは、17条国家免除されるっていうのはどう読めば、
0:09:10	そういう埋めるんでしょうか。
0:09:14	えっとですね、17条としましては、まず機器クラス分類をJSME等にのっって実施した上で、それの中のAクラス123、それと支持構造クラスの支持構造物
0:09:30	についての要求というふうに整理しております。そちらについてはですね先ほどご説明しましたように
0:09:37	密封性を担保しておく圧力容器の部分についてはですね17条を当てて評価及び検査投資していくというふうに考えております。一方、26条側の2項につきましては、そちらについては、
0:09:53	継続を弊社としましては金属キャスク構造規格にのっったですね、県背評価を10-3のほうでしております、それに基づいてですね検査等もですね気づかスポーツ科学に基づいた検査等も実施していくというふうに考えております。そちらは。
0:10:09	基本設計方針検査の中の中に位置付けましてですね、潮間事業者検査を実施していこうというふうに今は整理しております。
0:10:19	はい規制庁ツカベです。私もそれでちょっと検討検査の段階での話をちょっと気にしてまして、これ黒くことによって、検査が、
0:10:32	連通管に至るのかなというところが気になっていましたので今、
0:10:39	その基本設計の検査で、
0:10:42	いますということであったんですが、その最初の適用規格についての金属キャスクの構造規格、
0:10:51	を使っていますということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:55	そちらの検作業の話でも遠く通る。
0:10:59	等考えなんでしょうかそれともそのここで審査でそういう整理がされるのです。
0:11:04	そういう形で結果検査が行われることになります。
0:11:08	ということなんでしょうか。
0:11:15	そうですね。あまりを購入の中でそっそういうところに関してに記載というのは従来あまりしてはいないというところもありまして、弊社としては、評価した規格に基づいてそれをその評価としては前提として、
0:11:34	その規格で要求されております。材料等々含めた品質検査があった上での評価としておりますので、基本的には評価で用いた規格にのっとり、それに
0:11:50	要求されている検査を実施していくというのは、金属キャスク構造規格に基づいた評価を実施するということで読めるのかなというふうには今は整理はしていたところ、
0:12:00	でございます。
0:12:03	はい、規制庁ツカベですけど、そう遊びである程度ここで、
0:12:08	この人設工認側でも判断しなきゃいけないんだろうなと思っていますということ。
0:12:13	エステー今日の説明は
0:12:16	本的には買ったんですが、
0:12:21	あと一定その貯蔵
0:12:26	課題の方ですねこ課内のほうの
0:12:30	クラスといいますか協働改良共同
0:12:34	金額キャスクそのものではないと思うんですけど、そこはどういう扱いになるのでしょうか。
0:12:41	はい、現在貯蔵架台につきましては資料 10-3 のほうで評価をしております。そちらの方にもちよっと書かせていただいておりますが、金属キャスク構造規格につきましてはあくまでもキャスクあ、
0:12:55	うわうわもの容器の部分のみの評価等を記載しております、外については記載がございませんので、17 条側の整理でいたしております密封容器の支持構造物としまして、クラス 3 の支持構造物として評価を実施すると。
0:13:13	いうことに整理をしております。
0:13:16	27 条側としましては、独断ですねクラス 3 の支持構造物についてはですね、材料構造の要求がないので、26 条側の 2 項の中でですね、17Aクラス 3 容器の支持構造物としての評価を実施するというようなセイヒョーに整理にしております。
0:13:36	はい、規制庁ツカベです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:38	ちょっと先行炉先ほどあったセコニックとの比較でいうと貯蔵架台が
0:13:45	もともとはクラス 1 に準じてというのもあってクラス 1 の支持構造物等説明されていてですね、そのクラスがちょっと違ってしまっているなというところが気になっていて、はいちょっと+1 とクラス 3 で、その単純に、
0:14:03	支持するだけのところの要求事項がどれくらい違うかってのはまだ中身を確認できていないんですが、本当にに関して、その漢字に容器だけを表記のクラスを参照して暮らす。
0:14:17	3 の支持構造物ですという御説明
0:14:22	ということでもヨーロッパでいいんでしょうかというところが気になっています。
0:14:26	了解いたしました。ええとですね、そちらの方ちょっとコメントとしてまだ回答させていただきますが現在考えておりますのは、貯蔵架台につきましてはですね。乾式キャスクの容器と違いまして熱応力等とかあと衝撃ですね、そういうものが、
0:14:43	緒元についてはですね取り扱い中にそこについては上がったりするという想定をしておりますので不要でね、応力につきましてはですね、基本的に熱の応力分布等があまり出ずに支配的な応力にはならないというふうに考えております、
0:15:00	クラス 3 容器の支持構造物としての評価で評価はできているというふうに整理はしております。こちらについてはですね、そこら辺そいただきましたコメントの回答としまして、モース詳細に説明をさせていただきたいと思っております。
0:15:17	はい、規制庁ツカベです。それではここが増している金属キャスクの構造規格等を建設規格の比較の中でまた多分この議論させていただくことになると思いますので、今日のこの
0:15:33	説明は
0:15:35	とりあえずわかりました。
0:15:38	はい。
0:15:39	はい。あと規制庁側から、
0:15:42	また、追加のコメント等ありますか。
0:15:54	はい、検討ではついて説明をお願いします。
0:15:59	はい。
0:16:01	はい、自己証明に合議案でございます。それではですね申請書の概要の説明についてさせていただきたいと思っております。で、当クラス 3 容器の話が出ましたので先に⑩番の全資料 10-2 の共同評価の話させていただきまして、
0:16:20	そのあとの資料④から下に流していくような形で御説明させていただきたいなと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:27	それではですね資料 10-2 をお願いいたします。
0:16:31	はい。
0:16:36	資料 10-2 はですねクラス 3 容器の強度に関する説明書でございます。資料構成といたしましては、資料 10 の日本一が基本方針の市の資料 10-2-2 が今日の経産クラス三、四百強度計算方法で資料 10-2-3 が結果、
0:16:56	ということでございます。それではまず資料 10-2-1 をお願いいたします。
0:17:02	資料 10-2-1 の下の揭示し、10-2-1-1 をお願いいたします。
0:17:10	まず 1 ポツの概要ですけれども、
0:17:14	クラス 3 容器の材料で構造については、技術基準規則の第 17 条第 1 項の 3 号及び 10 号に規定されてございまして、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有することが有形されてございます。本資料はクラス 3 容器となる。
0:17:30	使用済み燃料換気貯蔵容器が十分な強度を有することを確認するための強度計算を基本方針について説明するものでございます。
0:17:39	2 ポツの機器等の区分につきましては先ほど説明した通り、クラス三、四から 3 として分類して評価いたします。
0:17:47	続きまして 3 ポツの共同計算の基本方針につきまして、材料及び構造については技術基準規則の解釈に基づきまして、設計建設規格及び材料規格に基づいて通せ決して、
0:18:03	こととしております。申請範囲のオークラ下げ評価につきましては設計建設期間規格による構造強度の評価をいたしまして、材料については、材料規格に規定されている材料を使用する設計としてございます。
0:18:20	続きまして、資料 10-10-2-2 をお願いします。
0:18:26	これがクラス 3 容器の強度計算方法に関する説明書でございます。
0:18:32	えーとですね。
0:18:34	下のページ、項目データ 2 点、1 項の記号の定義などは
0:18:41	一つ発電することですので割愛させていただきまして、
0:18:45	2.2 の共同計算方法の
0:18:49	内提示をお願いしましたのページをし 10-2-2-7 ページでございます。
0:18:59	2.2 の強度計算方法といたしまして、クラス 3 機器の計算上必要な厚さ及びフランジの強度計算の方法について説明するものでございます。
0:19:11	材料の許容応力につきましては、材料規格に応じた値を用います。
0:19:19	また強度計算はですね第 6 項に基づき適切な裕度をもった許容値を使用して実施することから、許容影響度計算に用いる先方は公称値を用いてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:31	続きまして具体的な当評価の方法ですけれども、2.2. 1 項でどうに関する評価の方針を示してございます。内容としましてはええと設計建設規格に基づいて評価するということを記載してございます。
0:19:47	(1)でどうの形状についてPVC-311 の近くに持って
0:19:55	基づいて評価することを記載してございます。続いて(2)れ胴の厚さが計算につきましては、下に記載しているAポツとBポツのいずれか大きいほうのA値以上であることを確認するという内容としてございます。
0:20:13	bポツのですね
0:20:17	適用規格番号のところそれぞれ二つの(3)と(4)を記載してございますけれども、
0:20:26	これは当タイプ案の当乾式キャスク等Type II の乾式キャスクですね、
0:20:34	胴の厚さが外形の 0.1 倍か否かというのが変わってきますので、それぞれ
0:20:41	適した規格を用いて評価することを記載してございます。具体的に申し上げますと、EVC-312 の(3)。
0:20:50	の規格を用いるのは乾式キャスクのタイプ 1 の評価ですに使用してます。PD Cの 312 の(4)につきましては乾式キャスクのタイプ 2 の評価に適用してございます。
0:21:05	次のページをお願いいたします。
0:21:09	資料下のページとC10-2-2-9 でございます。
0:21:14	2.2. 2 項で製番に関して計算方法を示してございます。(1)で平板の厚さの計算。
0:21:24	の
0:21:26	方法を示してございます。
0:21:28	(2)で補強計算ですね、この一部たにつきましてはとボルト穴をあけますので、それに関して後備項の方針でもっと持つ基づいて評価するということを記載してございます。
0:21:45	続きまして下のページ、10 市 10-2-2-12 ですね、2.2. 3 項にフランジの
0:21:56	設計方針について記載してございます。
0:22:01	(1)ですね、フランジの東京の計算の方法についてご説明しておりまして、
0:22:07	フランジの強度計算はですね当日の圧力要件を構造一般要求事項に基づいて必要な強度を有することを確認してございます。
0:22:20	詳細な内容ですねちょっと
0:22:23	割愛させていただきまして、ちょっと飛ぶんですけれども、下のページで言うと C10-2-2-13 にですね、塗布

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:36	単純に生じる応力について、こういう許容値を用いて設計するというので、この供与や応力未満であるということを確認すると。
0:22:49	ということを確認いたしております。次のページからの3ポツの強度計算書のフォーマットにつきましては、
0:22:58	資料10-2-3のですね、今日の経産アウトプットのフォーマットを記載しているというものでございます。
0:23:08	資料10-2-2の説明は以上でございます。最後強度計算書ですね資料10-2-3についてご説明いたします。この計算書の中には、乾式キャスクの
0:23:23	タイプ案とType IIそれぞれ示してございまして、いずれも刑を一応満足するというところを確認してございます。
0:23:36	例えばですねしたページAとC10-2-3-2ページでいきますと、た港湾のどう厚さ過去一度厚さ計算結果を進めてございまして、
0:23:50	各項目の中の一番右8とその隣ですね、計算上必要な厚さピークツー2が81となっております。それに対して実際使用する最小の厚さが220mmということで、十分な厚さを有しているということを確認してございます。
0:24:09	このような内容がずっと続きまして、
0:24:13	最後ですね、1/指摘も最後とかタイプ案冷凍資料値10-2-3-4ページのところで、
0:24:22	フランジの共同
0:24:24	計算の結果を示してございます。
0:24:28	使用するボルトにつきましては、
0:24:33	ボルトの所要そういう後段面積及び実機
0:24:37	実際のボルト有効断面積の項目に記載している通りですね。
0:24:42	評価結果から、実際に使用する保存有効な面積はモリタの所要5断面図より大きいということで、東京値満足しているということを確認してあります。またその下ですね、フランジに生じる応力についても、計算で発生した応力が、
0:24:59	共用をよく
0:25:01	上回っていないということを確認してございます。
0:25:05	Type IIも内容は同じでございますので、資料10-2の説明は簡単でございますけれども、以上とさせていただきたいと思っております。
0:25:18	ここで一旦資料10-2に関して、ご質問があればお願いいたします。
0:25:27	はい、ありがとうございます。規制庁側から何かコメント、質問等ありますか。
0:25:37	規制庁サクライですけれども、一応2点ほど
0:25:42	その中の
0:25:48	次の10-2号、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:51	Senoさんのほうはタイプ1の必要事項であってますがスクラバ釣りあいた枝番ってというのは、
0:26:02	1次ぶただったり上がったりカバープレートつつあるんですけど、津波20分たって、
0:26:09	は入らないですかね。ええとですね先ほど申し上げた通り、17条の評価範囲としては放射性物質を閉じ込める密閉部の評価をいたしましておりますので、2次ぶたはあくまでや圧力関心、
0:26:25	の絵と境界部となりますので、そこを評価してない評価対象ではないということで整理してございます。補足します。資料10のさん側のほうに16条側のほうで20分についてはですね、共同評価を実施しております。
0:26:42	前々回ぐらいあった時ありますと、ちょっと私もまだ
0:26:49	はい。計算結果を示してございます。
0:26:54	あと、一方IIは、
0:26:58	何度も
0:27:00	何の補強計算あるんですけど。
0:27:05	そこら辺、
0:27:10	サクライとか、そこら辺のことで、
0:27:13	えーとですね、このけど今本社というのは、平板のバナー補強計算の御指摘ということでございます。よろしいですかね。はい。この内容につきましては、空ける我孫子つつうの関係が設定しました2.2.に平板の(2)の
0:27:32	備考補強計算の話でございますけ開ける場合の板厚というのは板厚が、以下の計算表に示す計算異常であることを示して教壇に対する要件に適合することを確認するということになっております。
0:27:47	前PD-3310の中ではですねえとDの値。
0:27:54	の2分の1以下でこの下に示している計算式
0:28:01	を満足する厚みとするか、もしくは補強する場合は必要な対応取り扱いよということが規定されておまして、今回はですね、この下に書いてる°計算式の厚み異常であることをもって、
0:28:19	JSMEに適應してるということを確認してございますので、特段補強の耐震設計はしておりません。
0:28:27	以上でございます。
0:28:34	はい。
0:28:36	明日
0:28:36	書いてあるけど、
0:28:40	扱い上だから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:42	はい。
0:28:43	ですよ。
0:28:44	そう。
0:28:46	作ってます。
0:28:48	はい、その御理解で結構です。
0:28:50	わかりました。ありがとう。
0:28:59	どうぞ。
0:29:00	はい、季節をツカベでちょっと私からも、すごい基本的な質問なんですけど、内真ん中の容器というのは、
0:29:09	作り方としては鍛造品で、
0:29:14	要請すぐとかは、
0:29:17	あるんですか。
0:29:22	今回、
0:29:27	し公園力のカツムラでございます。本体胴につきましては、鍛造品というところと今おっしゃっていただいたように溶接部ですね、本体胴の下のほうで周溶接している箇所もございます。以上です。
0:29:43	わかりましたって。
0:29:46	次の質問は、その 10-2-2-8 で、先ほど退屈とタイプ 2 が吸って、整定認知をする。
0:29:56	社会があるって話だったんですが、
0:30:00	これはそういう。
0:30:02	大きさを考えるとこうなりますという話かと思うんですけどそれでよろしいですかということと、あとタイプ 1 とタイプ 2 例その他の的に供する式が違うようなところっていうのはないと思いがいいですか。
0:30:16	はい。一つ目のご質問は設備の設計もそうなっているかという。
0:30:22	設備の設計そうなっているからということで御理解の通りで結構です。他で違いがあるかと言われますと、シヨウ正式に違いはございません。
0:30:34	入力するパラメータが実設計の先方のたがる部分は違う先方が入っていくというものでございます。以上です。
0:30:43	はい。
0:30:45	もう
0:30:47	バスケットについて今回金属キャスクガasket使うことになるますけど、5月 はIPの通常の計算値
0:30:57	情報はトップの扱いが変わらないということですか。
0:31:08	部長から

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:11	尾崎委員。
0:31:15	はい。
0:31:20	バスケットじゃなくてガスケット、
0:31:22	すいません。
0:31:24	はい。
0:31:26	金属ガスケットのほうですか。はい、はい。
0:31:30	学校、
0:31:33	質問はですね。
0:31:35	すいません国会質問としましては金属ガスケット部分については、圧力容器としての評価は不要なのかという質問でしょ。今回のこの説明の中でもフランジ部分で助けと話がつけば行き当たりするので、
0:31:53	その扱いが特殊なものなのかそれともフランジ部分の置か助っ人っていうのは通常でもこう計算されてますっていうことなのかを確認したかったんです。
0:32:06	クラス 3 の評価としましてはフランジの評価でそのガスケットの締付時に必要なボルトではボルト荷重であったりとかっていう評価についてはですねこれ特段今回乾式キャスクに対して特殊なことをしておるものではなくてフランジの評価として入っているものになります。
0:32:25	はい。はい、規制圧力はわかりました。
0:32:29	はい。
0:32:31	。
0:32:37	はい。その上でなんですけどその金属ガスケットの部分。
0:32:42	の評価っていうのは、
0:32:44	クラス 3 容器のほうです。
0:32:47	強度計算されたということになるんですか。
0:32:50	どこで具体的にどのような評価が行われるか。
0:32:54	教えていただけますか。
0:32:58	規格外なんで。すいませんガスケットが評価としてはですね今回説明した共同計算にはないですガスケット締め付けときの荷重等をフランジ等の評価をするときにに入れて評価するというのが通常のクラス 3 容器としてのやり方になっておりますんで。
0:33:15	ガスケットの強度評価というものについてはですね基本的には密封の総漏えい率等の担保には金属ガスケットは用いておるんですけども、その構造強度を担保するような部材ではないのでですね、基本的には、
0:33:34	26 条のほう、17 本どちらにもですね、金属ガスケットの強度評価というものはございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:43	規制庁ツカベですね、変わりまして通常のその配管のフランジフリーで取替えることも、
0:33:52	想定してるようなものであれば、
0:33:54	それでいいのかなと思うんですけど、一方その 60 年間担保しますと言っているものについて時々どう見るのかってところは、
0:34:06	何か特別なことは、
0:34:08	強度計算としてはしていない。
0:34:11	という理解でよろしいですか。はい。そうですね今日計算等はしておりませんで、長期健全性の中でですね、それについての腐食等とかの説明というのはさせていただいていますし、別途説明をしております。
0:34:27	精査ツカベ罹災ありました。
0:34:32	はい。規制庁側から追加で何かありますか。
0:34:39	規制庁サクライですけどすいませんなんか
0:34:44	ちょっと
0:34:46	そこでもいいので公開例えば今回の共同ちょっといろいろ質問とかをしたり聞いたりしているのを、
0:34:55	で、今回の例えばどの計算でやっている、その部分は今後、今回申請されている。江藤監事てキャスクのまたよくがありませんね構造構造。
0:35:08	はい。
0:35:10	その中で、さっき私が質問の 2 次ぶた悪いんですか。はい、一部たまでなんですっていうのはちょっと密封性を担保するための必要なものでっていうそういうものでいいので、補足の 1 枚でおさまるかわかんないんですけど。
0:35:27	それから、
0:35:28	でいただいて、2 項構造図の中で増えてるのはあるんじゃないんですか。撮らによるだとか、
0:35:36	何かステップは省いた場合、
0:35:40	どこで共同計算になっています。
0:35:45	屋上のほうで、
0:35:47	打てるんだっていうのを、
0:35:49	別途補足でいいので、アプリ急がないですけど、まとめてもらったのですかね。はいわかりました補足の中でですねイメージ図としまして、17 条のクラス 3 容器はこの範囲を評価しておりますと、一方、ご指摘のありました 20 分であったりとか、主に密封容器以外の部分の評価。
0:36:09	っていうのはどこどこでどういう観点でやってるっていうのをですね、まとめさせていただきます。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:16	すみません。
0:36:18	まず、
0:36:22	はい。規制庁から。
0:36:25	はい。ないようであれば、
0:36:27	次の説明をお願いします。
0:36:36	はい、よろしくお願いします。
0:36:38	すみません、四国電力は以上でございます。それではどうぞ。
0:36:44	資料リストール④ですね資料 1 の発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書についてご説明させていただきます。資料 1 をお願いいたします。
0:36:57	資料 1 はですねと設置変更許可の本文 5 号と本文 11 号との整合について説明しているものでございます。なのでですね資料 1-2 の本文 11 号との整合性につきましては、昨年 8 月 6 日付で認可をいただいております。社内常設直流電源設備
0:37:16	のですね工事計画と内容は名から内容が変更となるものではございませんので説明は割愛させていただきます。
0:37:25	それでは資料 1-1 のですね本文 5 号との整合性についてご説明いたします。
0:37:31	下のページですね。市 1-1-1 をお願いいたします。
0:37:38	一番の概要に記載しておりますけれども、本資料は原子炉等規制法ですね 43 条の 3-81 項の許可を受けたと。
0:37:48	所による設計及び工事の計画である。
0:37:51	ことが法第 43 条の 3 の 9 第 3 号 1 号で認可基準として規定されておまして、当該基準に適合することは説明するものでございます。表の下失礼しました。次のページ以降ですね、4 ポツで発言は現象の選定
0:38:11	うちが許可との整合性について記載してございまして、
0:38:17	例えば、℃、1-1-2-1 とですねちょっと比較しながら御説明させていただきたいんですけども、
0:38:25	投資 1-1-2-1 でいきますと、一番左面設置変更許可申請書本文、
0:38:33	本文 5 号のですね、今回乾式貯蔵施設を設置するに当たってへと変更した本文 5 号を記載してございます。その隣に添付書類 8 の当該事項を
0:38:47	企画対応する形で記載してございまして、これらの本文の設置変更許可の内容が設計及び工事の計画の該当事項のところの記載事項と整合しているということを説明しているものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:06	実践の表の中でですね実線と破線の青戸見方につきましては、実線は本文設 援護強化の本文の内容がそのまま洞道等の話す内容で基本設計方針を記載 している箇所。
0:39:24	発煙につきましては本文 5 号のより詳細な設計について記載を、が少し変わ っておりますけれども、より詳細に設計していることなどの理由によって整合し ているという箇所で説明してございます。
0:39:41	日一つ一つですねちょっと説明するのは割愛させていただきまして本文 5 号 でいうと、5 と。
0:39:50	老後
0:39:53	2 号とシチュエーションにもですね、黄色に今回変更した箇所について、整合 性を述べているというものでございます。簡単では、
0:40:08	もらいますけれども、横型の整合性については以上とさせていただきます。
0:40:18	はい、ありがとうございますと規制庁から何か質問あります。
0:40:28	そう。
0:40:33	はい。
0:40:35	規制庁ツカベですが行ってお取り扱いエリアの天井クレーンの落下防止対 策。
0:40:43	続いて、
0:40:46	今は基本設計方針でどう書かれてるんでしょうか。
0:41:00	すみません。
0:41:04	四国電力は以上でございます。どう下のページとし、1-1 の炉の一致をお願い いたします。
0:41:16	えっとですね、同然値変更許可の本文のところにつきましては、労働の(1)の 炉圧の 1 の
0:41:25	f 項についてですね、だんだんライン引いてる箇所AID乾式経営使用済み燃料 乾式貯蔵容器は周辺施設等の波及的影響によってその安全機能を損なわな い設計するというを記載してございまして、これを受けて
0:41:41	設工認の基本設計方針に行きますと減少冷却系統施設の 2.1. 1.1(5) のbポ ツのところの下ページ、次の
0:41:53	誠一の 1 の炉の右にかかりまして、ずっと記載しているということございま す。
0:42:01	天井クレーンという個別の名称で出てこないんですけれども、周辺施設の中に 電力連が包絡されますので、そんな中で隻放射述べているというものでござい ます。以上です。
0:42:14	はい規制庁ツカベですって伝播ついて

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:19	っ放し対策についてその 10 倍するとか、書かれてたと思うんですが、その文書っていうのはどこで受けていることになるんですか。
0:42:32	よろしいですね。
0:42:34	四国電力のホリケでございますが、評価とも整合の観点でいくとですね設置許可本文に対する整合を見ていくというものになっておりましてご指摘の落下の防止につきましてはですね先日の審査会合でコメントを受けました。今日影響の中でですね、添付資料のほうにですねその部分。
0:42:54	についてもですね、現在のまとめ資料等で記載させていただいたと同等のですね、記載を今合併と記載しようというふうにしておりましてその中に落下防止についてもですね、記載しておりますので、そちらについてはですね、来週ヒアリング等でですね、御説明させていただけると。
0:43:13	御説明したいというふうに思っております。
0:43:18	はい、規制庁使わないです。買取ご説明いただけるということは了解しまして、ただ開封でもその議論させていただいたって言って、
0:43:29	それが本文事項じゃないかなということではあるものの、
0:43:34	本当に書かなくていいのかっていうのは一つあるかなと思っています。今日のご説明わかりました。
0:43:42	はい。わかりましたの新店舗の店舗工認の添付資料の中には加工というふうには思っておるんですけど。
0:43:52	そういうのではありません、その部分の、先ほどの資料でいくと資料 1 の
0:44:02	はい。
0:44:06	そうすると、はい。
0:44:08	今の基本設計方針にも書くべきではないかということですか。
0:44:15	そして施設のタイプとしては新しいので、そのままそれ解説として扱っていないのは確かなんですが、その主要な工程でもあり、そこについて、基本設計方針として何も言わないっていう
0:44:31	ことでいいのかなというところがつきりになっているという段階です。
0:44:36	わかりました。ではあの全部資料等への記載案と踏まえてですね、基本設計方針とちょっと少し紐付けたところもですね、少し整理させて整理しまして、御説明させていただこうと思います。
0:44:54	はい、規制庁から追加のコメント、質問ありました。
0:45:05	いや、次を説明お願いします。
0:45:12	1%。
0:45:21	はい、四国電力のソガワです。では続きまして、申請書の資料 3、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:27	設立記載事項の設定根拠に関する説明書についてご説明させていただきます。
0:45:37	だから推進資料 3 を見ていただきまして目次
0:45:42	に記載しております通り、まずこの資料の概要並びにと 2 ポツで、各部室の取扱及び貯蔵施設に関する設定根拠で 3 ポツでその他発電用原子炉の附属設備ということで火災関係に関する設定根拠
0:45:57	について記載した資料としてございます。
0:46:01	めくっていただきまして、資料 3-1 ページをお願いいたします。
0:46:10	本資料につきましては時へ
0:46:13	実用炉規則の別表第 2 に基づきまして、申請書におけます要目表記載事項のうち、いろいろと設定根拠について巻線と記載の要求がございますものについて、根拠を示した資料でございます。
0:46:27	続きまして資料 3-2 ページをお願いいたします。
0:46:33	こちらにポツということで先ほど申し上げました角度に関する設定根拠の記載になってございます。
0:46:40	この地域に 2.1. 1 ではまず監視をシズメ飲料貯蔵容器ということで、乾式キャスクに関しての設定根拠でございます。要目表上容量最高使用圧力最高使用温度個数について。
0:46:56	設定根拠を本資料で記載しております。
0:47:00	まず 1 ポツ容量でございますけれども、それぞれのタイプごとにおきまして、要求される安全機能予算的にも満足する容量としまして、Type I ですと 32 体、タイ国ですと 24 体という容量で記載しております。
0:47:18	2 ポツ最高使用圧力につきましては、それぞれのキャスクのですね通常数字に想定される最高圧力こう上回るように設定してございます。
0:47:30	具体的にはまず 1 日分担任につきましては、ええと。
0:47:36	圧力監視を行う目的で制圧にしております、まず適切に漏えい率監視できる圧力として蓋間が最大で 0.31 メガパスカルになるということで資料 11 でも説明した通りでございます。
0:47:52	逆に道内につきましては、放射性物質を容器内に閉じ込めるということで、設計貯蔵期間を通じて負圧を維持する観点から、
0:48:02	真空保守的にここでは真空と仮定してございます。その際の際に差圧が 0.41 ということになりまして最大の査察として要目表に記載していくものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:18	続きまして最高使用温度につきましては、別途御説明させていただきました除熱評価におけます曲結果をもとに、それぞれの温度を上回る温度として、設定してございます。
0:48:38	電発個数につきましては、記載の通りタイプ一応 14 基タイプ 2 を一基ということで現 45 基設置可能な建屋にこれらの傷を設置するということで記載してございます。
0:48:54	続きまして 3-4 ページでございます。
0:48:59	こちらにつきましては、
0:49:02	蓋間圧力計に関する
0:49:04	設定根拠の預金記載項目としまして個数に関する根拠を記載してございます。
0:49:12	こちら蓋間圧力計は
0:49:15	議長容器の蓋間圧力を計測するために設置するということでの構成等につきましては、前回資料 11 に沿って御説明させていただいた通りでございます。
0:49:25	コストにつきましては容器を貯蔵容器一基あたりに 1 個設置するということで、一基あたりの設置個数ということを記載してございます。
0:49:36	はい。当燃料関係は以上でございます続きましてええと火災関係について御説明いたします。
0:49:44	はい。そしたら火災関係ちょっと説明者かわりまして、イソノといいますよろしくお願ひしますええと火災関係につきましては資料の 3 の 5 ページのところ、火災防護設備を所配管ということで、こちらのほうにつきましては要目表上です、ね最高使用強く温度とあと外径という
0:50:05	あと厚さということで記載がございまして、基本的にこの 3-5 に書いております。1 につきましてはこちらに書いている通りで 0MPa の今 40 ということで A 3 の外径につきましては、こちらにつきましては、
0:50:22	いざ漏えい火災防護のところの説明させていただきましたが 3 行目のところで屋内消火栓の必要有料 15.6 立米/h、3-6 ページのところですね注意 2 のところに書いてございます。
0:50:39	130 リッター／分以上ということで 7.8 立米の 2 行分膜宅地部分ということで 2 ヶ所からの同時放水ということで 15.69 ということでございます。これに対して、ちょっと資料 3-5 に戻りまして、15.6。
0:50:57	15.6 立米を通水するのが可能な認知以上の配管ということで十分余裕を見てですね、89.1mm の会計の 3 インチの配管とをしております。以上です。
0:51:18	はい、ありがとうございます。よろしいですかね。
0:51:23	規制庁から何か。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:25	質問コメントありますか。
0:51:29	いつも再規制庁のサクライのですけれども、市の3のっこその他の火災の方で、
0:51:39	火災の補足説明資料もらった時にしろ、一番後ろのほうに移動平場Aとかタンクと減衰長蔵二つから、
0:51:52	答え廃棄物の貯蔵庫とこっちの使用済み燃料ピットへ運びます。
0:52:00	こっち。
0:52:01	そつ名だったと思うんですけど。
0:52:06	二つに
0:52:09	ここで同時例えば火災がなって自分借りるっていう説明よかったんです。
0:52:16	はい。
0:52:17	そこ電力のホリケですそちらのコメントにつきましてはですね、コメント回答のコメント回答資料のほうでも書かせていただきます通り場所等が十分離れておりました同時発災を
0:52:32	考慮する必要がないというので、今の必要容量の記載となっているというところ。
0:52:39	と認識しております。
0:52:41	あれもそれで該当部分でたんです。
0:52:44	すいません。すいません。
0:52:46	はい。私からの所轄消防等と確認いたしておりましたそちらのほうで回答。
0:52:54	をさせていただいております。はい。
0:52:56	わかりました。ちなみにこの何だ別館の外形とか海底、
0:53:02	いただいているんですけど、具体的に何かどこの
0:53:06	感じていたとしても建屋建家施設という形でどこに
0:53:12	つけるよとかっていうのはもう決まっているんですか。
0:53:14	はい、図面添付図面の
0:53:22	はい。
0:53:25	はい。
0:53:29	はい。
0:53:30	よって、
0:53:34	そうですね。
0:53:37	その上で、
0:53:38	これはいけません。ええとですね。
0:53:40	お手元設工認の添付資料がありまして、今回入ってない。
0:53:44	賞罰現場で見てるんで、何ページですとかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:51	第 4-1-12 図、
0:53:54	温度、
0:53:55	次に、
0:53:56	火災、
0:54:01	そこは、
0:54:02	多分、
0:54:04	まずホスティングだと思うので言わないですけど、
0:54:08	具体的な国家回数とか囲われずっていう感じなんですね。
0:54:14	従来の大きさ通りではあるんですけども、業態学んで、
0:54:22	廃棄物の貯蔵引っ張ってくるよっていうラインがありますので、
0:54:29	そちらの 2SWのほうの映像分岐につきましてはですねちょっと成層線。
0:54:39	系統浅部のほうにちょっとなりまして、
0:54:47	リスト
0:54:48	第 4-2-1 図、
0:54:52	1 枚。
0:54:55	今般、
0:54:57	はい。
0:54:59	はい。ちょっと今回のところが赤色のラインになるんですけども、右上のほうの減衰調査オオヒラ賠償か端部のほうからぐるっとおりてきておりました分岐してANSI記帳のほうと先ほどご指摘いただきましたように、2 の固体廃棄物貯蔵で書いているのがですね、2 月の分のところでございます。
0:55:19	こちらのほうに分かれるというふうなものになっております／下ありがとうございます。ちなみにこのこれマスキングなんであれですけど、この分岐の数を表の通り指摘か。
0:55:33	次の通りという風なんですか。
0:55:35	はい。
0:55:37	今
0:55:40	廃棄物貯蔵庫って結構ラインが多く引っ張ったこそ言わないですけど、一般引っ張ってあるけどっていう意味です。
0:55:50	うちの使用済みあわせてちょっと誤払い一つ。
0:55:54	これはそうですね。ですね、確かにストレスと屋外にSSWですね、屋外消火栓になっておりました、この三つのほうの出口になるのでこういうふうになんて分かれてなっております。一方監視の方はですね、先ほど御説明した下位来年ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:12	提案公募に入りまして、その中でですね、それぞれの各エリアのほうに分岐されまして、当消火栓各フロア、先ほどかご質問ありました通りユーティリティエリアの各フロア等を含めてですね。
0:56:27	超過線が引っ張っていくところになるんですが工認の記載範囲としましては、建家入ってる第1分岐のところまでアップというので、こういう記載になっております。
0:56:37	はい、わかりました。ありがとうございます。とりあえず以上です。
0:56:44	タカギ
0:56:48	はい。
0:56:48	はい。
0:56:50	規制庁からコメントありますか。
0:56:55	規制庁フジモリですけども、経営等要領のところの設定根拠
0:57:02	32体と24体なんですけども、ちょっと前回のコメントで、その要目表へのその収納条件の記載も含めて検討を今していただいているかと思うんですけども。
0:57:17	今の要目表のもちょっとコメントの趣旨をちょっと補足すると、今の要目表の記載だと燃焼度と15年以上っていうだけがあってそれを満足して言えば、例えば間でも入れるようにも見えてしまうってところもあって、
0:57:37	確かに崩落した言い方ではあると思うんですけども、ちょっとその収納条件が見えてこないってところで、今のこう設定根拠の容量のところを見ると、安全機能を満足するよう容量である32体、
0:57:54	ちょっとざっくりとやっぱりこども書いてあるので。やっぱりこの安全機能を満足するっていうのが多分収納条件の話も言いたいのかなとは思うんですけども、やっぱり個々の設定根拠でこの
0:58:09	要求される安全機能を満足するっていうのがまさにその中の条件でありますそこがちょっとその結局遮へい情熱を臨海飛ばそれぞれ三つにそれぞれでやっていますけどそれをまとめた収納条件っていうのが、
0:58:25	やっぱりその最初に出てこない結局それがその前提でのその評価相異なってくるので。
0:58:32	一つの考え方としてはこの要領のところのというものもちょっとその後ろに表をつけて付けるなりで経営州の状況はこうですっていう示し買ったわ一つとしてはあるかなとは思いますが、今検討していただいているとは思うんですけどもそこがちょっと
0:58:50	工認申請書上見えてこないかなと特にやっぱりその系統別途質問している回収ウラン燃料とかなるプールポーズとかそれぞれやっぱり条件が出てくるの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で。そこがちょっと全体でどうなってるかっていうところが見えてきたほうがいいなっていうのがもともと
0:59:10	その週の条件の話を会合で指摘した趣旨です。以上捕捉でまああの、
0:59:18	今後御説明いただけると思いますのでとりあえず補足だけですが、はい。以上です。
0:59:25	四国電力ソガワでございます。補足いただきましてどうもありがとうございます。今ご説明いただいた後、ご指摘いただいた内容を踏まえてですね、また、説明させていただきたいと思います。
0:59:39	はい、ありがとうございます。規制庁からなければ。はい、次の御説明をよろしくお願いします。
0:59:50	特に号議案でございます。それでは続きまして資料 4 ですね、安全設備が使用される条件のもとにおける健全性に関する説明書についてご説明させていただきます。この申請書ですね、補足説明資料として、
1:00:08	今回お出ししている資料で言うと②の
1:00:13	DSFな 020 というタマザキ説明資料があるんですけどもこれは添付書類のアウトプットの結果を整理したものでございますので、説明はですね申請書のほうでこういう方針にあって、
1:00:28	設計しておりますということを御説明させていただきます。それでは資料 4 をお願いいたします。
1:00:36	下のページですね市 4-1 以降お願いいたします。
1:00:42	1 ポツの概要ですけども、本資料はですね実下失礼しました技術基準規則第 9 条第 14 条 1 項除く及び第 15 条 1 項並びに第 3 号から第 5 項除く。
1:01:02	要求に基づいて今回申請する安全設備が使用される条件のもとにおける健全性について説明するものでございます。説明の項目といたしましては、2 ポツの基本方針に示しております。2.1 の悪影響防止に 2 の環境条件等、
1:01:21	2.3 の試験検査性、
1:01:25	と 3 ポツの統計と施設ごとの設計上の考慮について項目ごとに説明してございます。またですね外部人為事象の一つとして、技術基準規則の 9 条に基づいて説明図については、
1:01:41	添付 1 に記載してございますけれども、これは既工認からへと変更があるものでございますので、今回、説明は割愛させていただきます。
1:01:53	まず 2 ポツの基本方針ですね、2.1 の悪影響防止につきまして(1)の項目で共用ですね、これは技術基準規則の 15 条の第 6 項の要求に基づいて発言を減少施設間の共用する場合には、共用により、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:10	安全発電を原子炉施設の安全性を損なわない設計とすることを記載してございます。
1:02:17	そのたのですね、地震火災、溢水風、竜巻による悪影響については 2.2 の環境条件等のスミヤしてございます。
1:02:29	具体的にはですね、括弧じゃ共用については、ちょっとページが飛んで申し訳ないんですが、3 ポツのですね。
1:02:36	下のページで言うとし、4-6 のほうにですね、青い合わせる設備に対して、こういう理由で安全性を損なわないというふうな記載をしてございます。内容を簡単に言いますと、3.1 の合併ねん。
1:02:54	胸部質の取扱施設及び貯蔵施設につきましては、
1:02:58	共用する対象設備としましては、一般敷地預けの大部分を使用済み燃料乾式貯蔵建屋の二つがございまして、それぞれ
1:03:11	必要な設計を行うことから、123 号機で協議をしても安全性を損なうおそれがないということを記載してございます。続きまして 3.2 の
1:03:22	3 ページし 4-7 に行きますと 3.20、放射線管理施設といたしまして、共用する設備として補助遮へいがございまして、これについても必要な設計を行うことにより、
1:03:36	123 号で共用していくことによって安全性を損なうおそれがないということが記載してございます。またその他発電用原子炉施設といたしまして、火災防護設備で火災感知設備消火設備火災区域区画構造物を補強いたしますが、
1:03:54	それぞれについても、共用することによって、発電用原子炉施設の安全性を損なう恐れはないということを記載してございます。ページ戻っていただきまして、℃4-1 のですね、この 2.2 の環境条件等について記載。
1:04:12	説明させていただきます。これについては、(1)で環境圧力環境温度、湿度による影響放射線による影響、屋外の天候による影響並びに荷重について説明してございます。
1:04:27	一つはですね、ちょっと説明は割愛させていただきますけれども、環境圧力、環境温度及び湿度による長
1:04:37	試行で放射線による影響d項で、屋外の天候による影響一発で荷重について、それぞれこういう所環境条件を設定してそれに対して、必要な安全機能を損なうおそれがないように設計するということを記載してございます。
1:04:54	続きまして、(2)電磁的影響については、影響を受ける恐れはないということで整理してございます。また(3)周辺機器等からの影響につきましては、具体的な

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:07	設計につきましては耐震火災線などの説明書のほうで設計するということで記載してございます。
1:05:18	続いて(4)の設置場所における放射線の影響につきましては、市乾式キャスク等がですね 2.3 項の試験検査性にて示す作業に支障がないように、遮へい設計等により、
1:05:32	放射線が高くならないように設計するということを記載してございます。具体的な設計結果につきましては資料の 14、16 に示してございます。
1:05:44	続きまして 2.3 の試験検査性につきましては、括弧 1 でええとですね下のページでいきますと、4-5 のところですね、乾式キャスクと建家に対してそれぞれ、
1:06:01	以下の作業によって以下の作業が実施可能な設計とするということを記載してございます。例えば乾式キャスクでいきますと、1 ポツ目に蓋間圧力計によって閉じ込め機能を監視します。
1:06:17	二つ目のポツがええと、キャスクの表面温度計によってへと除熱機能を監視できる設計とします。三つ目のポツが点検歩廊を設置して、
1:06:27	点検補修のために寄りつけかのように設計しますというようなことを記載してございます。
1:06:33	資料 4 につきましては、簡単ではございますが、以上で、
1:06:39	以上となります。
1:06:43	はい、ありがとうございます。
1:06:46	規制庁から質問、コメントありましたらお願いします。
1:06:59	すいませんっていうだけ姑息説明資料の方。
1:07:04	に今でもそうなんじゃないんですけど、昨日のほうの 1 号、
1:07:16	数字のところ、
1:07:19	どれに当てはまるんですよっていうの書いていただいているんですけどちょっとかぶってる場所があって、特に 13 番だけちょっと。
1:07:27	ちょっとかぶらないもらいたいっていうのは、はい。市の
1:07:38	4-5-1 の
1:07:40	委員の説明な項目ですね、(13)が、
1:07:45	補助壁って動かないというご指摘ですとあれですけど、ただ一つ、すみません、わかりました。
1:07:53	建設業にちょっと思います。
1:07:55	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:58	あと読みが読めばわかっちゃうのであれなんですけどすみません費用タイトルの14条1050銭適合性の比率を上げてるような規則の1047kPa基準規則って、あそこのほうなんですけどすみませんいただいておりますか。
1:08:16	はい、承知いたしました。
1:08:19	はい。
1:08:20	こちら私からは以上です。
1:08:28	はい、ありがとうございます。
1:08:30	生協からほかにありました。
1:08:35	はい。
1:08:37	はい。
1:08:38	はい。ないようですので、
1:08:41	はい。
1:08:42	お願いします。
1:08:45	すみません。規制庁フジモリですけど、次の溢水安全避難通路、非常用照明は特に御説明いただかなくても見ればわかるので説明はいいかと思うんですけど、何か規制庁側から確認したい事項があれば、
1:09:05	ありがとう。
1:09:06	やりとりしていただくということで、
1:09:09	よろしいですかね。
1:09:11	はい四国電力はいそちらでよろしく申し上げます。質問あればお願いします。
1:09:20	はい。酒井さんなんかありますか。
1:09:23	はい。
1:09:29	すみません、何せ、はい。
1:09:32	ツカベもありませんので、
1:09:34	いやそこはソガワしていただいて、
1:09:37	うん。
1:09:38	次の説明をお願いします。
1:09:41	はいわかりました。では、引き続き、⑪番。
1:09:54	はい。
1:09:54	はい、四国電力ソガワです。では続きまして申請書で言いますと資料15目とかいうんばん規則第21条第2項の規定による委員会の承認を受けたことに関する説明書という内容についてご説明をさせていただきます。
1:10:12	めくっていただきまして資料15-1ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:22	こちら本こちらの資料につきましては別表第 2 に基づきまして、今回兼用キャスクということで申請してございますのでその乾式キャスクタイプ 1 タイプにつきまして、外運搬規則
1:10:35	におけます設計承認を受けたことについて説明するものでございます。
1:10:42	まず 2 ポツのところに記載してありますと、規制もあります通り Type I につきましては進まし設計承認番号につきまして、記載の通りのままでいただいております。
1:10:55	福生発停タイプ 2 についても同様に記載してございまして昨年 11 月 30 日付で承認をいただいたものでございます。
1:11:06	4 ポツ、今後の手続きについてというところで記載してございますが、今回のキャスクにつきましては、供用開始するまでに外運搬規則ん。
1:11:17	RISE等に整理いたしました。原子炉等規制法におけます 59 条第 3 項の規定におけます容器承認の手続きを今後受ける予定でございます。
1:11:28	また供用期間中におきましては設計承認及び容器承認につきまして期間がございまして、更新統室長の手続きを継続して行うという計画でございまして。説明以上でございまして。
1:11:43	はい、ありがとうございます。
1:11:48	こちらの様式というのは今回初めて、
1:11:52	規則上も初めて求められたものだと思うんですけど、何かその参考にされたものとか、どうい
1:12:01	考えてこういう形になってるかって、少しご説明いただけますでしょうか。
1:12:08	はい、四国電力のソガワでございますはいご誤認識の通りと思ひまして今回発注し始めてこのような添付資料は定値定置申請されているかなと思ひてございまして。記載内容につきましては
1:12:21	規制委員会のほうで定められております工認の手続きガイドにおきまして兼用キャスクにおいて記載が要求されているものを申請書んに今書くというところでこういった資料にその内容をまとめたというところで外胴の内容を
1:12:39	書いているという位置付けで作成してございまして。
1:12:46	規制庁ツカベです。
1:12:48	はい、すいません、工認の手続きが異動で求めスプレットどの場所を参考にと言われたんでしょうか。
1:12:57	下のページ番号 34 ページの (20) 番になります。
1:13:29	規制庁厚さベースまで私は思っているガイドが古いかもしれないです。
1:13:33	はいなくなって書いてある。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:37	はい、そうですね。(20)番に対して今回の説明書にはこういうことを書きなさいというのがありまして読ませさせていただきますが、申請された件をキャスクが設計少年院長に受けているものであることを
1:13:52	核燃料施設等の工場または事業所の外における運搬外部規則に関する技術上の基準に定めかかる細目等を定める告示、
1:14:02	第41条第2項第1号の設計承認番号を付すなどして説明することとするというのが、この資料に対してはどこと書きなさいというところかと思っております、それにとってですね、2ポツ、先ほどの資料の2ポツ3ポツにですね。
1:14:19	設計承認番号等を記載させていただいているというもので作らせていただいております。
1:14:25	はい、規制庁サーベイすいませんはい説明わかりました、ありがとうございます。
1:14:30	はい。
1:14:32	ほかに何か質問ありますか。
1:14:37	はい規制庁フジモリですけども、
1:14:43	ちょっとどこまで丁寧に書くかっていうところだけなんですけどタイプ湾の設計承認ということでさっきのそのやっぱ収納条件が、
1:14:53	まるっきり一緒なんかどうか、もちろんその申請書を読めば設計処理のを見ていけばわかるんでしょうけども、ちょっと回答とそのまま構造的なものは乃至タイプ案ということなんですけどその入るその燃料の収納条件を
1:15:12	確実に一緒だよっていうのは何かちょっとその要目表なり設定根拠にその収納条件
1:15:23	記載を検討いただいていると思いますけどもそれ、
1:15:27	昨日引用してそれと同様の水位の条件みたいなのはだけ書いてあったほうが／わかりやすいっちゃうか紛れはないかなっちゃう気はしてます。
1:15:41	四国電力の鹿志村でございます。今ご指摘いただいたSARと収納条件が同じという点につきましては先ほどの週の条件の記載と合わせてですね、少し明確にするように工夫したいと思います。
1:15:56	はい、お願いします。
1:16:00	はい、ほかに規制庁からありますか。
1:16:12	はい、決得では、次の説明をお願いします。
1:16:16	四国電力タカスカです。資料リスト⑩番、申請書の資料16生体遮へい装置の放射線の遮へい及び熱条件についての計算書お手元をお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:29	まず目次です。本資料のうち主に1 ぽつ概要と4 発放射線の遮へい及び熱除去系の評価を中心に説明いたします。資料 16-1 ページをお願いいたします。
1:16:43	1 ぽつ概要です。本資料は技術基準規則第 42 条並びにその解釈に基づき、放射線業務従事者の放射線障害防止及び発電所周辺の空間線量率の低減のために設置する使用済み燃料、
1:16:59	使用済み燃料乾式貯蔵建屋の補助遮へいについて、それらの設計並びに放射線の遮へい及び熱除去、この二つの評価について説明するものです。その下にポツ生体遮へい装置の設計並びに放射線の遮へい及び熱条件に関する基本方針に示しました方針のもと、
1:17:18	資料 16-3 ページをお願いいたします。
1:17:22	資料 16-3 ページ、3 ポツ遮へい石鹼示すが設計としております。
1:17:28	同じく資料 16-3 ページの 4 ポツですがここからが具体的な技術的な内容になりますが、
1:17:35	4 発放射線の遮へい及び熱条件の評価のうち、一つ目の 4 ポツ、4 発 1 放射線の遮へい評価についてです。
1:17:45	小計評価については設置許可新生児の審査にて説明いたしました内容から変更はございません。ただ唯一設計進捗により、建屋の寸法がわずかに変更となっております。それが資料 16-27 ページをお願いいたします。
1:18:04	現資料 16-27 ページで第 4-1-2-3 図 2 分の 2 で敷地境界外におけるガンマ線量を計算モデルスカイシャイン量スカイシャイン線量計算モデルで変更がありましたのが電線現位置と壁との水平距離、図の中の 3470 と書いているところで、
1:18:22	これは設置許可の断面で説明した際には 3 号にマル 3 号 40 でした。
1:18:28	また次のページの資料 16-28 ページの第 4-1-2-4 図、敷地境界外における中性子線量計算モデルで、
1:18:38	でも、同じく、この 1 トリガ 3470 になっておりますガスしか駄目では 3 号 40 した。
1:18:44	なお評価モデルの寸法の変更の影響は軽微であって、警備でして設置変更許可申請した値の審査時から有効数字蓋桁でお示してきました。評価結果に変更はありません。
1:18:58	管理区域境界及び敷地境界における線量はいずれも基準を満足しております。以上が線量評価に関する概要です。続きまして資料戻りますが 16-11 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:16	資料 16-11 ページ、二つ目の 4 ポツに議決条件も評価についてです。まず 4 ポツ 2 ポツ 1 評価方針ですが、(1)評価の概要で使用済み燃料乾式貯蔵建屋の熱除去に関する設計のために、
1:19:31	放射線による遮へい体の温度上昇を確認しその結果が得遮へい機能上問題ないことを評価しております。
1:19:38	評価にあたっては遮へい体の温度上昇が最も厳しい箇所について線量計算で求める遮へい体の γ線入所尖足より γ線による発熱量を求めて遮へい体の温度上昇を確認し、その結果がコンクリートのガンマ線遮へい能力に対する温度制限値 170° 以下、
1:19:55	中性子線へ遮へい能力に対する温度制限値 80° 以下のうち、より厳しい 80° 以下となることを評価しております。
1:20:03	ここで 7000 発熱と中性子線発熱でも比較すると γ線の発熱のほうが大きいため、これ以降は保守的にすべてガンマ線とした場合の評価を代表として記載しております。
1:20:16	続いて同じページの下でかっこうに γ線による発熱量の計算ミスが遮へい体のガンマ発熱の分布は γ線、
1:20:24	即ベントにコンクリートのエネルギー吸収線吸収係数を乗じて明日に示す式で求めております。
1:20:31	続いて 16-12 ページ。
1:20:34	(3)遮へい体による温度上昇の計算ですが、4 ポツ 2 ポツ 1(2)により計算した γ線による発熱量用いまして、下に示す熱伝導方程式により温度上昇を計算しております。
1:20:48	続いて下の 4 ポツに凸にですね、評価条件及び評価結果ですが、(1) γ線入手宣促の評価点の設定につきましては、遮へい体の γ線入射宣促の評価点は入射尖足が最も大きくなるように遮へい体内面を評価点としております。
1:21:06	また括弧にガンマ線入所専属の設定につきましては、通常運転時における使用済み燃料乾式貯蔵貯蔵建屋への入射宣促は 4 ポツ 1 放射線の遮へい評価と同様の遮へい計算の線源及びモデルを使用し、4 ポツ 1 ポツ 1(2)に示す計算コードを用いて計算しております。
1:21:25	次の 16-13 ページをお願いいたします。
1:21:30	その結果、使用済み燃料乾式貯蔵貯蔵建屋への入射宣促評価条件は 3.7×10^{-4} 乗お願いでいくとVば平方センチメートル秒であり、これは必要な保守性を持たせた値であります。
1:21:44	これは保守的な条件のもと評価した(3)遮へい体におけるガンマ線による発熱量及び温度の上昇の評価の結果は通常運転時における使用済み燃料乾

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	式貯蔵建屋のγ線発熱による温度上昇は約3掛け10のマイナス4乗度0.0003度となり、
1:22:02	(4)いつ状況の評価結果に記載の通り、通常運転時における使用済み燃料乾式貯蔵建屋の温度上昇は0.001°以下となり、放射線による温度上昇の影響は軽微だ無視できるほど小さく、コンクリートのγ線及び中性子線遮へい能力に対する温度制限値を十分満足するものである。
1:22:22	ことを確認しております。最後に4ポツ3A放射線の遮へい及び熱除去の評価の全体のまとめですが、使用済み燃料乾式貯蔵建屋の遮へい体コンクリートについて放射線の遮へい及び熱除去の評価を行った結果、それぞれの判断基準を満足していることから遮へい機能上問題がないものとし、ものとして評価し、確認。
1:22:42	生きております。もちろん説明は以上です。
1:22:49	はい、御説明ありがとうございます。
1:22:51	規制庁からコメント質問お願いします。
1:23:02	すみません、規制庁の桜井ですけど、日の16の
1:23:07	27とか8で
1:23:11	距離が変わったよっていう、隻進捗によって、来等でちょっと、ちょっと悩ましいんですけど、その
1:23:19	設置許可のときとちょっと変わっちゃったけど、通行結果には軽微なとして与えないんだよっていうのは例えば補足みたいなところで説明。
1:23:31	多分だろう。
1:23:33	具体的な数値を出されて、本店分でしたっけ。
1:23:39	四国電力タカスカです。補足には記載補足説明資料自体この資料に付随するものが作成しておりませんか。この資料中に記載している数値は設置許可から変わってない。具体的に言いますと敷地境界における線量の評価は年間0.一六mSvということで説明を設置許可のときに、
1:23:59	をしております、公認でも、その数字は変わらないことから特にその説明資料はつくる人予定はございません。
1:24:15	ちょっと悩ましいなと思ったら、後から見て、
1:24:18	今説明を聞いたのでわかったのですが、数字があれちょっとほかの資料と違ってない。
1:24:27	この33570っていう許可にもあり、ありますよね。
1:24:36	特にこのすべて出てないならいいかなあと思ったんですけど、あれ何か違うな。
1:24:42	言われたと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:44	実際ミスじゃないんだよってわかればいいかなと思ったぐらいなんですけど、評価結果が表立って凍ってないならいいだろうかなとちょっと内容。
1:24:57	とりあえず合わせ
1:25:00	はい。
1:25:08	はい規制庁ツカベです。私もそれでは補足説明資料の関係なんですけど、
1:25:16	当局の段階では、その建屋がラビリンス構造になっていて、コンクリートで、
1:25:22	同じ厚さでみなせますよという御説明いただいていると思ってまして、それと同じ内容については、また、実際の設計、
1:25:33	詳細設計がなされた段階で再度御説明いただく内容かなと思ってまして、
1:25:41	添付書類そのものがそのものを変えてくださいということではないんですが、このラビリンス構造開口部が多い大きい施設。
1:25:52	でも、このモデルで行きですというのは、御説明いただけますか。
1:26:03	四国電力ホリケです。はい。スツ許可のまとめ資料のほうで説明させていただいたBEA東海5号についてはラビリンスをきっちりできているため問題ないというのを今回補足説明資料に再掲という形に近いものになるかなと思うんですが、
1:26:20	はい、載せさせていただこうと思いますんで、先ほどサクライさんの方から御指摘ありました部分についてもですね、設計見直しします。詳細設計で見直したけれども許可との評価と変わらないというところを少し
1:26:36	記載はちょっと考えますが読めるように、少ししたいなと思います。
1:26:43	はい。
1:26:44	ツカベです。
1:26:49	その他何か静聴からありますか。
1:27:05	はい。
1:27:06	等ないようですので、
1:27:10	次は御説明は次は何になるんでしょうか。
1:27:20	四国に第2号議案でございます本日準備させていただいた説明資料は以上でございます。
1:27:29	規制庁ツカベです。はい、わかりました。
1:27:32	うん。
1:27:33	そのほか、全体通してでもいいですが、規制庁から何かコメントとか質問ありましたらお願いします。
1:27:50	はい、よろしいですかね。
1:27:53	すみません、ありそういえばなんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:56	通貨で出された追加これもやりますって多分検討って使いましたって、あれにして、⑬の添付図面ですかね、あれについてはですねすみません、少し説明端折りましたが、基本的にはですね、今回公認例。
1:28:13	つけて、
1:28:15	これは、
1:28:16	不幸につけております。それぞれの施設区分と共通項目に対して必要な店舗詰めっていうのはつけておりますというところになっております。はい、はい。
1:28:30	そうです。
1:28:30	これがほぼほぼマスクングなので、
1:28:33	はい、コメントを
1:28:37	はい、わかりました赤穂イドつけてますよという紹介ということですね。そうですね、すみません。はい。はい、わかりました。ありがとうございます。
1:28:50	もしよろしければ少しコメント多かったので一応認識合わせで少しこちらの方からこういうコメントだったということをちょっと認識合わせさせていただきたいんですけどよろしいでしょうか。はい、よろしくお願いします。
1:29:02	はい、ではですね資料リストの番号をからに行かせていただきたいと思えます。②番、補足説明資料ですね、こちらの健全性に関する説明書に置きまして少し記載の仕方とか、
1:29:18	技術基準規則の呼び込みっていうのはきっちり書くようにというのが②にに対するコメントだと思っておりますんで、続きまして、
1:29:30	③の影響度設計においてのクラス 3 容器をして扱うことの妥当性につきましても、参考で読み込んでおります。クラス 2 等の区分についてJSMEの参考資料をつけるということがコメント。
1:29:45	です。はい。
1:29:47	続きまして、
1:29:50	こちらのほうで同じく質問がありましたが、貯蔵が第 1 についてのですねクラス 3 機器としてはクラス 3 の支持構造物として、評価することの妥当性につきましてはですね、金属キャスク構造規格と設計建設規格の評価。
1:30:08	乾式キャスク側のほうで整理しているのとあわせてですね、説明をさせていただこうと思っております。
1:30:15	④許可との整合のほうでコメントいただきました天井クレーンの
1:30:21	必要な落下防止等の仕様の記載につきましてはですね。波及影響のほうの設定添付資料への記載も含めまして、基本設計方針とのひもづけ等を整理して御説明いたします。
1:30:34	続きまして、⑤、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:38	エース設定根拠に関する説明書、それと⑪外運搬規則に準じた容器であることにつきましてはいずれも、収納条件等がもう少しきっちりわかるように記載するということで、要目表へ設置許可の要目表と。
1:30:55	整理等を踏まえまして設定根拠のほうには反映したいと考えておりますまた、⑪の資料につきましても、それを踏まえて外運搬規則側のほうの設定と。
1:31:06	収納条件と同じであることがわかるような記載を考えたいと思っております。
1:31:13	次が、
1:31:15	⑫番、生体遮へいにつきましては、補足説明資料の中で設置許可で説明させていただいた開口部のラビリンスについての説明及び設計進捗による寸法の
1:31:29	今日ですね、評価結果変わらないということについての補足説明資料を追記すると。
1:31:34	ということ。
1:31:38	以上
1:31:39	学校いただいたコメントと思っております。
1:31:45	はい、御説明ありがとうございます。規制庁なんか追加れ、
1:31:50	これあったよというのがあれば、20、
1:31:53	そっか。すみません。はい。もう1個ありました。申し訳ないです。ですね、
1:31:59	16 クラス三、四、強度の評価の中で26条金属キャスクで評価している部分と、JSMEのクラス3容器で評価している部分についてですねイメージ図を追加すると、すみません、こちらについても補足説明資料の中で、資料追記したいと思っております。すみません。
1:32:15	以上かと思えます。はい。
1:32:19	はい、ありがとうございます。
1:32:22	それでは、規制上規制庁側から追加全体でも結構ですが、コメントとか、
1:32:29	よろしいですかね。
1:32:38	はい、ちょっと私の方からも特段ありませんので、本日のヒアリングを終了したいと思います。
1:32:47	どうもありがとうございました。
1:32:50	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。